

## 第30回記念八王子いちよう祭り ふるさとバザール出店要項

- ◆会 期 2009年11月21日(土) 午前9:00～午後5:00(雨天決行)  
2009年11月22日(日) 午前9:00～午後4:30(雨天決行)
- ◆会 場 八王子いちよう祭り ふるさとバザール会場
- ◆内 容 物産品・商品の展示即売およびPR活動の場
- ◆基本設営 テント張り(間口3.4m×奥行2.5m) 小間ごとに店名板・電球1個付き  
※テントの持ち込みはできません。
- ◆出店料 1小間(梅) ¥45,000.- (清掃協力金を含む)  
指定場所については別途追加料金あり(松:¥15,000増 竹:¥5,000増)  
※牡蠣などの販売による貝殻類の廃棄物に対しては別途追加料金をいただきます。
- ◆出店資格 ①ルールとマナーを守っていただける個人・団体・グループ等  
②下記の誓約事項を厳守して、祭典委員会の指示に従い祭典の運営に協力していただける個人・団体・グループ等
  1. 暴力団員、もしくはその関係者であることが理由で出店不許可になっても、異議申し立ていたしません。
  2. 出店許可を受けることにつき、許可条件(特に商品の陳列および店舗周辺の整理整頓)を遵守し、祭典委員会並びに関係機関の指導事項を守ります。
  3. いかなる名目でも金品の要求はいたしません。
  4. 妨害行為は一切いたしません。
  5. 出店料及び提出書類の遅れがあったことが理由で出店不許可になっても、異議申し立ていたしません。
- ◆出店申込 9月10日(木) 消印有効
  1. 出店申込書の提出書類一式を、「八王子いちよう祭り祭典委員会事務局」に郵送してください。(出店申込書のコピーを1部お手元に保管ください。)
  2. 出店申込書に記載した営業内容の変更および出店権の譲渡は認めません。
  3. 代表者は、本出店要項に従うことをご誓約いただき押印願います。そして、住民票も添付してください。
  4. 写真は出店責任者の上半身の写真(縦4cm×横3cm)を貼付してください。
  5. 電気コンセントは、使用ワット数および使用機器を必ず記入してください。電気のコンセントの増設や記載以外の使用は認められません。
  6. 追加設備について申込み後の変更は、11月7日(土)までとします。それ以降は受け付けられませんのでご注意ください。
  7. 酒類の販売は、酒税等の関係があり別途協議が必要となります。事務局にその旨ご連絡ください。
  8. 保健所の許可・鑑札を要する業種は、所定の申請を行ってください。
  9. 飲食・食品の関わる出店者は、別紙「行事における臨時出店届」を必ず添付してください。

10. パック入り・袋詰めの商品販売には、表示ラベルを必ず貼付してください。

11. 数量・金額を記入し、合計金額をご確認ください。

<提出書類> 送付前に必ずご確認ください。

出店申込書（出店責任者の写真貼付のこと）

代表者の住民票

「行事における臨時出店届」※食品・飲食にかかる出店者は必要です。

#### ◆振込み

**9月10日（木）までに**、出店料・駐車場および追加設備料金を下記の口座に一括して振り込んでください。

指定場所希望者も基本料金（1小間につき¥45,000.-）を振り込んでください。

※指定場所につきましては、出店者会議で決定後、1週間以内に差額分を別途、振り込んでください。

出店料の振込みの確認が取れた時点で受付とします。

締切り日までに、振込みのない場合は無効になります。

同封の振込用紙に、出店名および代表者名を必ずご記入ください。

<振込先> 振込口座：郵便局 00100-2-556291

振込名義：八王子いちよう祭り祭典委員会

※一度振り込まれた出店料等は返金いたしません。

#### ◆出店者会議

**10月1日（木）午後2時～ 八王子市民会館 会議室**

※駐車場の台数には限りがありますので、乗りあわせ等をするなどご協力ください。

1. 抽選で小間を決定します。その他注意事項をお伝えいたしますので、必ず出席してください。代理の方でも結構です。
2. 小間決めの抽選は、申込小間数の多い順になります。ご了承願います。
3. 出店者会議当日に「出店許可証」「駐車証」「出店配置図」を配布いたします。
4. 出店者会議にご出席の際は、郵便振替払込金受領証をお持ちください。振込確認が取れない場合は、出店者会議に出席いただけませんので、ご注意ください。

#### ◆責任義務

出店物とその販売には、出店者が責任を持ってください。祭典委員会では苦情またはトラブルに関し、一切責任を負いません。出店者の落ち度が原因で苦情があった場合、その購入者に対し、出店責任者の連絡先を教えますので、責任と誠意を持って対処してください。

出店者は、この要項ならびに誓約事項を厳守することを義務とします。また、祭典委員会の指示に従わないなどの悪質な場合には、退場していただくとともに今後の出店をお断りいたします。

#### ◆その他

その他、本要項にない事項は、その都度祭典委員会が決定します。

なお、詳細につきましては、八王子いちよう祭り祭典委員会事務局にお問合わせください。

<連絡先>八王子いちよう祭り祭典委員会

〒193-0834 八王子市東浅川町120番地

電話：042-668-8383

FAX：042-673-6661



出店者会議 10月1日(木) 午後2時

八王子市民会館 会議室

所在地 八王子市上野町32番地の1

●徒歩 JR八王子駅南口から15分

●バス JR八王子駅北口5番

京王八王子駅1番

<法政大学ゆき(山田駅経由)>

<上大船・東京家政学院ゆき(山田駅経由・市民会館経由)>

「市民会館」下車徒歩1分